

神戸市 医療的ケア児者 医療型短期入所 受入れ体制強化補助金 交付要綱

令和7年4月1日 福祉局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、市内に居住する医療的ケアを必要とする障害児者又は重症心身障害児者（以下「医療的ケア児者等」という。）が安定した日常生活を営むための短期入所サービスの充実を目的として、医療型短期入所事業所の人材確保を始めとする体制の維持及び改善のために補助金を交付するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 障害者総合支援法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- (2) 短期入所 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所サービス

(対象事業者)

第3条 交付対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、神戸市内に所在し、短期入所を行う次全てに該当する事業所とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）（以下、「報酬告示」という。）に規定する医療型短期入所サービス費（I）、（II）及び（III）並びに医療型特定短期入所サービス費（IV）から（VI）（以下、「補助対象経費」という。）を算定していること。
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院であること
- (3) 国及び地方公共団体が運営する福祉施設等ではないこと

(補助対象となる医療的ケア児者等)

第4条 医療的ケア児者等は次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内に住民票及び居所を有する者
 - (2) 神戸市で短期入所の支給決定を受けている者
 - (3) 補助対象経費の算定対象となる者
- 2 前項の規定に関わらず、補助対象となる医療的ケア児者等に他の医療型短期入所に関する補助金及び助成金の算定対象者は含まないこととする。

(補助金の算定方法及び交付額)

第5条 本事業による補助金の交付額は、補助対象経費の算定日数ごとに一人につき11,000円とする。

- 2 対象事業者のうち、療養介護を併設して実施する事業所が、報酬告示第7の9に規定する「緊急短期入所受入加算」を算定した場合は、前項の交付額に加えて、別表1に規定する額を緊急利用の初日から7日間を限度に算定することができる。ただし、やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き算定することができる。
- 3 補助金は予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を申請する対象事業者は、市長に対し補助金交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の申請については、別表2に定める期日内に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の内容を審査し、補助金の交付が適當と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により対象事業者に通知する（以下「補助事業者」という）。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときには、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 市長は、補助事業者より第6条の規定による申請書の提出があったときは、第7条により通知した交付決定額について請求があったものとみなし、交付決定通知をした月の翌月末までに補助金を支払うものとする。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、補助金規則第19条による給付金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉局長が定めるものとする。

附 則

(1) 施行期日

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月10日から施行する。

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

| 番号 | 医療的ケア児者等の要件 | 加算金額 |
|----|-----------------|--------------------|
| 1 | 人工呼吸器の装着あり | 一人につき1日あたり 45,000円 |
| 2 | 人工呼吸器の装着なし（1以外） | 一人につき1日あたり 22,000円 |

※「人工呼吸器の装着あり」とは、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者をいう。

別表2（第6条関係）

| 番号 | 事業実施期間 | 補助金交付申請書提出期間 |
|----|------------------|--------------|
| 1 | 4月1日～9月30日（第1期） | 10月10日まで |
| 2 | 10月1日～3月31日（第2期） | 3月31日まで |